

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和8年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

計4枚（本紙を除く）

Vol.1537

令和8年8月21日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3986)
FAX：03-3593-7894

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 21 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 8 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度の地域支援事業の実施にあたり、今般、下記通知の一部が改正されたところです。

つきましては、改正点について、別添のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」についても一部改正を予定しておりますが、準備が整い次第発出させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1. 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）
2. 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）

※ 各通知の改正通知（新旧対照表）及び改正後全文は、以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。

・ [総合事業の関係規定等](#)



【照会先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

地域包括ケア推進係

TEL : 03-5253-1111(内線 3986)

(別添)

令和 8 年度地域支援事業実施要綱等の改正点

「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)

1. 以下の事業を創設
介護情報利活用事業 (介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 7 号に掲げる事業)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 31 号) 【令和 5 年 5 月 19 日公布】
介護情報基盤の整備

社会保障審議会 介護保険部会 (第113回)	資料1 (一部改変)
令和 6 年 7 月 8 日	

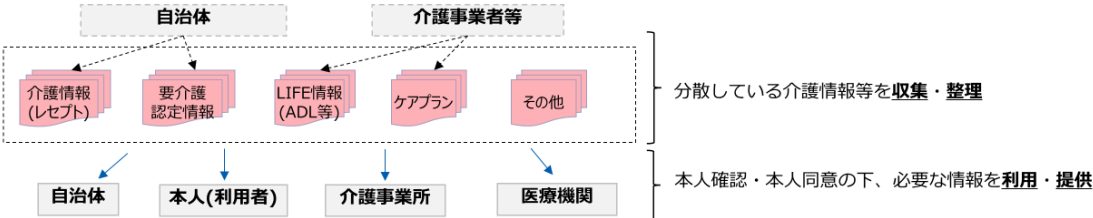
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後 4 年以内の政令で定める日 (令和 8 年 4 月 1 日)

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



2. 以下の事業において事業内容の変更を反映

(1) 生活支援体制整備事業のうち、「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」について、生活支援コーディネーターによる家族介護者に係る地域課題に対応するためのネットワークづくりの支援を拡充

拡充

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

令和8年度当初予算額 地域支援事業1,807億円の内数(1,800億円の内数) ※0内は前年度当初予算額 ※下線部が拡充分

1 事業の目的

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援する。 ※重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組で同様の機能を担うことが想定される。
- 加えて、家族介護者の支援ニーズに沿った対応を充実するため、生活支援コーディネーターによる家族介護者に係る地域課題に対応するためのネットワークづくりを支援する。

2 事業の概要・スキーム

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援する。
※主に地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。
 - ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
 - ・ 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
 - ・ 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施
 - ・ 就業している家族介護者への支援を念頭にいた企業や都道府県労働局等との連携やネットワークづくり

3 実施主体等

【実施主体】 市町村
【交付率】 国38.5%
【標準額】 8,000千円
(地域包括支援センター以外に配置する場合や、重層的支援体制整備事業として実施する場合は4,000千円)
【加算】 800千円
配置された生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためにネットワークづくりを行う場合

地域包括支援センター

個別訪問・相談対応
関係機関からの情報収集
適切な支援へのつなぎ等
生活支援コーディネーター
家族介護支援ネットワーク等
地域包括支援ネットワーク

地域づくりの観点から、
複雑化・複合化した地域課題に一体的に対応

(2) 任意事業における「家族介護支援事業」について、企業による仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方の希望等に配慮した相談体制整備に資するよう家族介護者支援に係る相談窓口の設置や、企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等に係るメニューの創設など再編・充実

拡充

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

就職氷河期世代等支援としての家族介護者への相談支援体制の充実

令和8年度当初予算額 地域支援事業1,807億円の内数(1,800億円の内数) ※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、「家族介護者への相談支援体制の整備」が挙げられたところ。
- ・ 市町村における家族介護者への支援は、地域支援事業の任意事業である「家族介護支援事業」により実施されてきたが、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、改正育児・介護休業法に基づく企業による介護の両立支援の取組（労働者への情報提供や相談窓口設置等）も踏まえたものとなるよう、現在の家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った再編・充実を行う。

2 事業の概要

- ・ 家族介護者自身への支援に着目した事業となるよう、家族介護支援事業を再編・充実。
- ・ 企業による仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方の希望等に配慮した相談体制整備に資するよう家族介護者支援に係る相談窓口の設置や、企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等に係るメニューを創設。

家族介護支援事業の主要事業

	事業目的	事業内容(例)
新たに再編・充実	家族介護者への個別・集団支援	・ 家族介護者支援に係る相談窓口の設置、家族の働き方の希望等に配慮した相談対応（オンライン窓口も想定） ・ 家族介護者同士の交流・意見交換の場（オンライン活用も想定） ・ 家族介護者支援に係るアセスメントの質の向上
	地域でのネットワーク構築	・ 企業を含む地域の関係者、家族介護者同士による地域でのネットワーク構築 ・ 企業に出向いての教室・講座 ・ ピアサポーターの育成、活動支援
	ニーズ把握、事業評価	・ いわゆるダブルケアラー、ヤングケアラー、8050問題など複雑な課題を抱える家族の実態把握 ・ アンケート等を通じた事業評価、PDCA
従前より実施	介護教室の開催	・ 適切な介護知識・技術、外部サービス等の適切な利用方法の習得のための教室 ・ 改善
	認知症高齢者等見守り事業	・ 認知症に関する広報・啓発活動 ・ 徘徊高齢者の早期発見の仕組み構築 ・ ボランティア等による見守り訪問
	家族介護継続支援事業	・ 家族介護者に対するヘルスチェック、健康相談（健康相談・疾病予防等事業） ・ 特定の要件に該当する要介護者の家族を慰労するための事業（慰労金等の贈呈）（介護自立支援事業）

3 実施主体等

【実施主体】 市町村
【交付率】 国 38.5%
【参考】 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）

※ 社会保障の充実分を活用し、家族介護者に係る地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を併せて実施可能。
※ オンライン窓口の設置・活用に当たっては、「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」（令和7年度補正予算）の活用も可能。

3. その他

- (1) 通いの場に参加する高齢者の割合の目標値の更新
- (2) 誤記等の修正

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）

1. 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の拡充

生活支援体制整備事業のうち、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の拡充（家族介護者への支援）に伴い必要な文言を追記。

2. その他更新や語句修正等

1 のほか、介護情報利活用事業創設に伴う地域支援事業の上限設定に関する事項や語句の修正等を反映。